

議第109号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等
(1)の部～(58)の2の部 (略)				(1)の部～(58)の2の部 (略)			
(58)の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	(1)の項～(3)の項 (略)		1申請をもつて1件とする。	(58)の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	(1)の項～(3)の項 (略)		1申請をもつて1件とする。
	(4)の項～(9)の項 (略)				(4)の項～(9)の項 (略)		
	(10) 法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等の設置に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料			31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項に規定する完成検査を受け、又は自らが行き、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額とを合計した額	(10) 法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等の設置に係る完成検査	
(11)の項～(16)の項 (略)		(11)の項～(16)の項 (略)		(59)の部 (略)		(59)の部 (略)	
備考 (略)				備考 (略)			
2 (略)				2 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。